

固定資産税が 減額されます。

住宅の省エネ改修による減額措置

■対象となる要件

◇対象家屋
平成20年1月1日以前に建築された住宅（賃貸住宅を除く。）

店舗併用住宅などは住宅部分が全体面積の1/2以上であるもの（いずれも納税義務者が居住している住宅）

ただし、耐震改修工事による減額を受けている住宅または受けたことがある住宅は対象外

※1棟につき1回のみの適用

◇工事内容

- ①窓の改修
- ②床の断熱改修
- ③天井の断熱改修
- ④壁の断熱改修
- ※①～④までの工事のうち①を含む工事を行うこと

■減額内容

住宅の120㎡分を限度にその面積に係る税額の1/3を減額（1年度分）



■減額時期

工事完了が1月1日までを基準として翌年度分

(例)

工事完了が平成25年1月1日までの場合
平成25年度分を減額

■申請時期・提出書類

◇申請書
工事完了後3ヶ月以内

◇工事前後の写真、工事明細や費用がわかるもの（建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関による証明書は必ず）

住宅のバリアフリー改修による減額措置

■減額対象となる要件

◇対象家屋
平成19年1月1日以前に建築された住宅（賃貸住宅を除く。）

また、店舗併用住宅などは住宅部分が全体面積の1/2以上であるもので次のいずれかの者が居住するもの
・65歳以上の方

・要介護認定又は要支援認定を受けている方
・障害のある方
ただし、耐震改修工事による減額を受けている住宅又は受けたことがある住宅は対象外

■減額時期

工事の完了が1月1日までを基準として翌年度分

(例)

平成25年度分を減額

■申請時期・提出書類

◇申請書
工事完了後3ヶ月以内

◇工事前後の写真、工事明細や費用がわかるもの（建築士又は登録住宅性能評価機関による証明書は必ず）

その面積に係る税額の1/3を減額（1年度分）

■減額内容

住宅の100㎡分を限度にその面積に係る税額の1/3を減額（1年度分）

■減額時期

工事の完了が1月1日までを基準として翌年度分

や費用がわかるもの

（建築士又は登録住宅性能評価機関による証明書で代えることができます。）

■お問い合わせ・お申し込み

固定資産税担当
(内線156～158)

木造住宅耐震改修設計費の一部助成の制度が始まります！

市では、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、耐震改修（設計+改修）の助成を行ってきましました。

今年度より設計のみを別枠として、設計費の一部を助成します。

■対象住宅

無料耐震診断の結果、耐震不足と判定された住宅。

詳しい内容はお問い合わせください。

■助成金額

耐震改修設計費の2/3以内とし、上限20万円

■募集期間

12月25日まで

■お問い合わせ

建築営繕担当
(内線243)

節電への取り組み

昨年の東日本大震災以降、各ご家庭や事業所で節電が実施されています。

今夏の電力供給力は、東京電力管内では比較的余裕がありますが、関西を含む3電力管内への電力の融通や発電所のトラブルなどが一瞬の事態を考えると、引き続き節電の取組は必要です。電気使用の無駄を見直して、無理なく継続可能な節電をお願いします。

なお、本市施設等では、電気料金の節約も兼ねて照明の一部消灯等の節電を行っております。利用者の皆さまには、ご不便をおかけしておりますが、ご理解、ご協力をお願いします。

■お問い合わせ

契約管財担当
(内線337)

節電や電気料金に関するお問い合わせ

東京電力山梨

カスタマーセンター

0120-9951-882

(通話無料)

受付時間(休・祝日を除く)

月曜日～金曜日

9時～19時

土曜日 9時～17時